

第7期 第4回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和2年7月9日（木）15：00～17：30

場所：浦和コミュニティセンター 第13集会室

次 第

- 1、開 会
- 2、議 題
 - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
 - (2) 各部会の取組について
 - (3) 地域生活支援拠点等について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症対応について
 - (5) 次期障害者総合支援計画について
 - (6) 障害者生活支援センター運営法人選定について
- 3、そ の 他
- 4、閉 会

配布資料

- ①第4回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③座席表
- ④さいたま市地域自立支援協議会の概要
- ⑤各専門部会の取組
- ⑥さいたま市地域生活支援拠点等の整備に向けて
- ⑦新型コロナウイルス感染症対応について
- ⑧さいたま市障害者総合支援計画2021～2023（令和3～5年度）素案（案）の概要について
- ⑨障害者生活支援センターの運営法人選定について
- ⑩令和2年度 地域自立支援協議会・各部会 年間スケジュール

出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、宇土委員、岡田委員、加藤委員、黒田委員、
遅塚会長、長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員、吉野委員
事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、細淵課長補佐、春山係長、林係長、志村主査、
利根澤主任、上原主事、大浜主事、近藤主事
（障害政策課）大畑参事兼課長、射場係長、大塚係長、上石主査

(遅塚会長)

それでは定刻となりましたので「第4回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

今回の委員の皆様の出席状況ですが、過半数の方が出席されておりますので、さいたま市誰もがともに暮らすための、障害者の権利の擁護等に関する条例の規定により、本日の会議は成立をしております。

続きまして会議の公開に関してですが、本協議会は、さいたま市情報公開条例第23条によりまして原則公開することと想定されております。傍聴人について確認をさせていただきましたところ現在11名の方が傍聴希望されておりますので、本日の傍聴人を11名と定め、この方々につきまして、傍聴許可したいと存じます。

ここで審議に入ります前に事務局から説明事項があるということですので事務局の方、説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

障害支援課審査指定係長、林でございます。よろしく願いいたします。

本日の協議会の開催にあたりまして、障害支援課長の西淵からご挨拶を申し上げます。

～課長挨拶～

続きまして、本日は、年度が改まって最初の協議会ということになりますので、新たに委員となる方をご紹介させていただきます。

まず、人事異動により、保健所精神保健課から、嶋田委員に代わりまして山川委員が、浦和区役所支援課から辻委員に代わりまして荒井委員が、浦和公共職業安定所から山口委員に代わりまして岡田委員がそれぞれご出席いただくこととなりました。それでは、3名の方のうち、荒井委員から自己紹介をお願いいたします。

～委員挨拶～

ありがとうございました。その他の皆様におかれましては、令和元年度からの引き続きということで、今後とも何卒よろしく願いいたします。

続きまして、事務局の職員について、人事異動に伴って着任した職員を紹介させていただきます。

～事務局挨拶～

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、次第がひとまとめになっている資料がお手元にあるかと存じます。これ以外に、委員の皆様につきましては、これから議題となります日中サービス支援型グループホームについての資料がございます。こちらにつきましては、その議題の終了後、事務局において回収させていただきたいと存じます。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

遅塚会長よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。ここから議事に入ります。

今回は非常に議題が盛りだくさんで大分時間がかかりそうです。効率的な議論をするためにも、事務局の方もなるべく簡潔明瞭にご説明をお願いいたします。

では議題 1、日中サービス支援型グループホームについてよろしくをお願いいたします。

(事務局)

はい、議題 1、日中サービス支援型グループホームについてご説明させていただきます。タイトルが「1 棟目（大和田）日中サービス支援型グループホーム事業実施報告について」となっている資料一式をご覧ください。

平成 30 年度の制度改正におかれまして、グループホームの新たな類型として、日中サービス支援型共同生活援助が新たに位置付けられました。これは、障害者の高齢化や重度化に対応できるよう、常時支援が必要な重度の障害者を対象とし、夜間や深夜の時間の支援員の配置や短期入所の併設を必須とするなど、常時の支援体制を確保した上で支援を実施するグループホームとなっております。

日中サービス支援型共同生活援助を運営するにあたりましては、「地域に開かれたサービスをすることによって、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体の設置する協議会等に対して、定期的に、事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないものとする」と規定されております。

同様に、新規の申請にあたっては、運営方針や活動内容等について、協議会等からの評価を受けることとされております。

令和元年、12 月 1 日、本市の見沼区におかれまして、日中サービス支援型共同生活援助の事業所を指定させていただきました。つきましては、この後、法人のご担当者様にご入室いただきまして、事業報告をしていただくとともに、委員の皆様からご質問やご意見をいただければと考えております。

また、同法人から、本市の緑区においても、日中サービス支援型共同生活援助の事業所を開設したいとのご相談をいただいております。前回の協議会において、法人からの事業説明をいただきまして、遅塚会長、内田副会長と、質疑応答を行っていただいたところがございます。当日は時間の限りもありましたので、委員の皆様からの追加質問を今回いただきまして、法人に回答を依頼いたしました。

本日は、法人からの報告の後、委員の皆様と質疑応答を行っていただきまして、1 棟目のグループホームの運営状況の評価、そして、2 棟目の事業方針についての評価とさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例第7条第3号に
規定された特定の法人に関する情報及び法人を特定することができる
情報を審議するため、会議録を非公開といたします。

(遅塚会長)

長くなりましたが、議題2に入りたいと思います。

議題2、昨年度の取り組み及び今年度の取り組み予定についてということで事務局からご説明よろしく願いいたします。

(事務局)

議題2、昨年度の取り組み及び、今年度の取り組み予定についてご説明させていただきます。お手元の資料の13ページをご覧ください。

昨年度末にも、同内容の資料を送付させていただきましたので、各部会の内容については、概略だけ説明をさせていただきます。

【障害者虐待防止部会】

まず13ページ、障害者虐待防止部会についてでございますけれども、昨年度の取り組みといたしまして、支援に繋がっていない障害者の支援方法について事例を基に検討実施いたしました。支援に繋がっていない障害者への支援の取り組み方の蓄積や課題整理、孤立を生んだ原因の整理を実施いたしました。今年度は、その事例をもとに、検討を進めたいと考えております。

【地域生活支援部会】

続きまして、14ページ、地域生活支援部会でございます。地域生活支援部会の昨年度の取り組みといたしましては、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築にかかる事業といたしまして、さいたま市精神障害者訪問支援、アウトリーチモデル事業を見沼区、緑区において実施いたしました。アウトリーチ事業実施に向けまして、訪問支援の強化のための関係者研修を実施させていただきました。そのほか、他の自治体で埼玉県や所沢市、或いは川口市といった他自治体の実態把握をさせていただきまして、今年度は引き続き、見沼区、緑区でアウトリーチモデル事業を実施するとともに、回数を増やすような形で行う予定でございます。

【相談支援部会】

続きまして15ページ、相談支援部会でございます。こちらの昨年度の取り組みといたしまして、3ヶ所目の基幹相談支援センターの設置箇所の決定をいたしまして、本年度、岩槻区に設置することとなりました。地域部会設置と来年度以降の拡大についてでございますけれども、令和元年度は岩槻がやっていて、令和2年度以降につきましては他の区も含めまして、引き続き検討を進めたいと考えております。さらに、今年度、この後の議題でお話があるかと思いますが、障害者生活支援センターの運営法人の選定について、企画提案、プロポーザル方式の採用をするという形で検討を進めさせていただきました。今年度の取り組みといたしましては、部会としては、地域生活支援拠点の整備や、相談支援体制の強化を行いたいと考えております。

【子ども部会】

続きまして16ページ、子ども部会でございますけれども、昨年度の取り組みといたしましては、医療的ケア児の実態把握のアンケートを実施させていただきました。そして、この子ども部会で行いましたアンケートの単純集計が終わりましたので、結果を簡単に報告させていただきます。

資料の17ページをご覧ください。完成したアンケートにつきましては、今年の1月から保護者に向けて特別支援学校経由で配布をさせていただきました。送付件数は約1400件、内448件が返送されておまして、そのうち、医療的ケア児に該当すると思われる件数は67件となっております。現在作成中の回答結果につきましては、お手元にあります、一番厚い資料の17ページから28ページまでに載せてあります。詳細については割愛させていただきますけれども、こちらに載っておりますのでよろしくお願いたします。

今年度につきましては、アンケートの結果をもとに、まず子ども部会の第1回の部会で本市の現状と課題、ニーズについての分析を行っていきたくて考えておまして、第2回につきましては、その分析結果をもとに、本市の医療的ケア児の支援方法について検討を進めたいと考えております。

【地域部会】

お手元の資料の29ページから31ページが、先ほど相談支援部会の時に触れました地域部会の岩槻区の実施状況でございます。詳細はこちらについても割愛させていただきますけれども、後程ご覧いただければと思います。

資料の3ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

今年度初めてご覧いただく委員さんもいらっしゃると思いますので、先ほど申し上げた地域生活支援部会、虐待防止部会、相談支援部会、子ども部会、地域部会の5部会が、今、このように活動中ということでご報告とさせていただきます。報告は以上でございます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

委員の皆様方からご質問、或いは部会に関わって活動していらっしゃる方もいらっしゃいますので、追加説明や補足があればお願いします。

ではとりあえず先に進んで、後からでも何かあれば改めてお伺いします。

次に、地域生活支援拠点等について事務局からご説明をよろしくお願いたします。

(事務局)

事務局から、議題3、地域生活支援拠点についてご説明させていただきます。資料32ページをご覧ください。

これまで地域生活支援拠点の整備については検討を進めて参りましたが、本日改めて、さいたま市の既存事業が拠点機能を有しているということの確認を進めたいと考え

ております。地域生活支援拠点の整備につきましては、5つの機能の充足状況を市町村が判断するものとして、国が示しております、事務局案を本日協議会にお諮りするものです。

これまでの検討状況につきましては、資料の32ページから36ページをご覧ください。時間が限られていますので、内容については割愛させていただきます。

続きまして、お手元の資料の37ページ、38ページでございます。先ほど申しました5つの機能について、各機能ごとに、国が示す具体例、本市の現状、今後の見込みを記載しております。本市の現状の部分が既存の事業を表しておりますので、本市の現状について、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、1つ目の機能、相談につきましては、本市の現状は、各区の支援課、生活支援センターによるつながり支援、主にサービス利用未更新者への現況把握を行っています。それ以外に、緊急事態が想定される利用者に対する夜間対応、これは一部の生活支援センターによる電話対応で、非登録制というようになっております。

2つ目の機能であります緊急時の受入れ対応につきましては、さいたま市の事業として、障害者緊急一時保護事業、市の単独事業で虐待対応というような事業でございます。

続きまして、3つ目、体験の機会・場でございますけれども、こちらの本市の現状につきましては、練習のためのグループホーム体験利用が少ない状況でございます、少しまだ課題があるのかなと考えております。また国庫補助金を活用したグループホーム整備補助を行っているところでございます。

続きまして、4つ目、専門的人材の確保・育成でございますけれども、本市の現状としましては、生活支援センター・支援課初任者研修、これはコーディネーター連絡会議主催です。それ以外に、高齢障害者、難病者支援についての研修、これは南区にある社協ひまわりで行っています。それ以外に、指定特定相談支援事業者への研修、こちらにつきましては昨年度は未実施という状況でございます。

5つ目、地域の体制づくりの本市の現状につきましては、相談支援事業所連絡会ということで、相談支援連絡会議やコーディネーター連絡会議といった会議、或いは、精神障害による長期入院患者の地域移行、地域定着支援のための会議ということで、地域移行・地域定着支援連絡会議があります。それ以外に、西、北、中央、桜、南、岩槻区といった、すべての区ではございませんけれども、顔の見えるネットワーク会議を開催してございます。

続きまして、39ページです。自立支援協議会や、既存の会議等に拠点機能を当てはめた本市の構想図でございます。

この中では、既存の事業の中で、先ほど、国の方で示した五つの機能のうち、体験の機会・場を除いたものについては、充足しているという議論のあるところかもしれませんけれども、一定程度の機能を有しているというような整理になるのではないかとというのが事務局の考えでございます。

最後に、40ページ目、他の政令市の拠点整備状況でございます。こちらは国のホームページをもとに作成しておりますけれども、直近データが、平成30年4月1日時点というこ

とでございますので、この資料をつけさせていただいているところでございます。

地域生活支援拠点について、事務局からの説明は以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

なかなかわかりづらい事業ではありますが、いかがでしょうか。委員の皆様方、事務局からのご説明をお聞きになって、ご質問等ございますでしょうか。

以前から、国から作るように言われていたけれども、今回のご説明としては、基本的な機能はもう既にできているという整理でしょうか。

(事務局)

はい。既存の事業で、一部の機能につきましては、機能はあるのではないかと考えております。

(加藤委員)

育成会の加藤です。

親の立場から、機能の整理というところで、できているという評価でしたが、これはこれからやることかもしれないんですけど、使う側からすると、できているのだろうかという点がいくつかありました。作っていただくことはとても良いことなのですが、それをいかに機能として、使う側が満足できるような機能にしていくかですね。とても難しいことだとは思いますが、時々とてもいたたまれないこともあるので、支援センターや支援課など、組織の繋がり方の整理をお願いしたいと思います。

(遅塚会長)

もともとこの事業が、拠点を整備していることと、面的に取り組むということとで大きく二つの種類に分かれているので、さいたま市としてはそれぞれの機能はあるということとで面的な整備を進めるということですね。

ただ面的な整備のポイントは、利用者さんが使いやすくコーディネートしてくれるような約束事がそれぞれの地域でできていないと、機能はあっても実際には使い勝手は悪いということになるから、その辺のコーディネートの部分をしっかりと作るように考えていただかないと、こういうものは難しいのだろうということで、その辺も既存の事業と絡ませてどこがどう担うのかということがこれからの議論になるのかなと、私としては理解をしています。

事務局何かございますでしょうか。

(事務局)

ご指摘の通り、今完全な形態になっているかという点、事務局の方としても、そこまでは思っていますので、今後、このようなグランドデザインのものをまず示させていただいた上で、満足度が高まるような取り組みを進めさせていただけたらと考えております。

(加藤委員)

機能が増えれば増えるほどそれが難しくなると思うので、心配なところですが、使う側からしても、何がどこなのか分からなくなってしまうので。

(遅塚会長)

ありがとうございます。使う側にとって優しく使いやすい、そういう制度を目指していただきたいということかと思えます。一番大事ですね。

他の委員の皆様方、この拠点について何かご質問ございますでしょうか。

(長岡委員)

長岡です。2点あります。

一つは緊急時の受け入れに関しては相談支援部会でも協議をして、緊急事態にならなくするための支援、ここで言うところの繋がり支援、そういうのも大切だという反面、実際に緊急のケースがあって、入所施設の側としては昼夜を問わずそういう問い合わせがあったり、また相談のお立場ではどこも受け入れてくれるところが見つからないような状況があったりする中で、この緊急一時保護事業がどこまで効果があるのか。

昨年、先駆的な取り組みしているということで長野の拠点を2ヶ所ほど見学に行ってきたのですが、やはり緊急時のニーズで一番高いのは強度行動障害の方ですね。強度行動障害の方がご自宅で突然パニックになった時の、緊急的な対応をされている事業所さんがありました。この緊急一時保護事業は無制限で使えるんですけど、要はリピーターみたいになってしまった場合に使えるのかどうか。使えるとしたら、逆に単価が良いので、強度行動障害の方の支援のインセンティブという意味ではありなのかなと思うんですけど。最初の2、3日はこの事業だけど、途中で普通の短期入所に切り替わる対応をされているのであれば、そういうニーズに対しての対応という意味では、仕組みとしても検討をしてもいいのかなと思います。

もう一つは、これは今年度中にどうこうという話ではないのかもしれないですけど、埼玉県でこの拠点を面的でするとなっているわけですね。他県では多機能拠点整備型という形で、大きい建物を使って、そこで一体的にやっているようなところもありますが、さいたま市のような都市型だと、やはり関係機関との連携の中で進めていかないとかなり厳しいだろうという議論があって、面的な整備の方が現実的ではないかという意見交換があったかと思えます。今ある既存の事業を使って拠点としても、面的を謳うには、もう一つ何かないと。結局緊急事態が起きたとしても、その区の支援課と区の相談だけで、緊急一時保護を

行っている事業所と個別に交渉しますとなるのであれば面的とは言えないですね。今までと全く同じになってしまう。そこは、お金をかけない方法もあると思うので協議を進めていただければと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

大きく二つというお話でしたが、一つ目が緊急時の受入れ関係で、受入れそのものではなくて事前にそういうニーズのある方を把握していくという話と、受入れが現実には結構難しい部分があるということから、制度の運用の仕方についての話ですね。

二つ目が面的な整備と謳うのであれば、今までと同じではなく、何か一つ仕掛けを付けていかないと使い勝手は良くなるのではないかという話です。

事務局いかがでございましょうか。

(事務局)

まず1点目の緊急一時保護事業の効果の件でございます。先ほど日数の話も少し触れていましたが、原則、利用日数は10日。ただし、いろいろご事情がある中で、30日延長することができるという規定で運用させていただいているところではございます。ただ、おっしゃる通り、実際に虐待が発生してから受入活動を行うのが実態ですので、例えば、ニーズの事前把握や、難しいケースのスムーズな運用等が今の制度でできているのかという課題については事務局としても感じております。

先ほど事務局から説明させていただきました、地域生活支援拠点の体験の機会・場の機能と絡めたような緊急一時保護事業の運用、例えば、実際にできるかどうか分かりませんが、虐待が実際に起こる前に、緊急一時保護事業を活用した制度運用はできないかということも含めまして、今後、調査研究して参りたいと考えているところでございます。

2点目の面的整備の話でございますけれども、現状、岩槻区に地域部会を設けまして、様々な職種の方々が集まって、草の根の会議を行っているところでございます。こういった取り組みも生かしながら、横の繋がりを強化できるような取り組みとしての地域部会による、今回の地域生活支援拠点でいうところの5つ目の機能である地域の体制づくりの強化などにも努めまして、委員がおっしゃったように、なるべくお金をかけない方法で、ネットワーク・連携を生かしたスムーズな支援を進めていきたいと、事務局としては考えております。

(長岡委員)

今、面的のところでは岩槻のようなというお話がありましたけど、岩槻のような形で行うにはやはり調整が一番大変で、それもあって今年度から基幹相談支援センターの委託をさせていただいているのかと思っております。地域部会は全区でと書いてありますが、もし岩槻

区のような形を想定されているのであれば、この拠点の中に基幹相談支援センターを全区でという意見が出ているところですのでそこも真剣に考えていかないと。調整にかなりの労力がかかるだろうという前提で、進めて欲しいなというのが1点です。

もう一つ、緊急のところで要件を緩和するという話ですが、虐待以外でも緊急な状況は沢山あるので、そこを想定するのかなと思ったのですが、今の事務局の話としては虐待に限っているということですか。

(事務局)

ただいまのご指摘に補足させていただきます。

先程、あくまで事前というお話がありましたので、今申し上げたような事前に何か体験的なこともできないかという話をいたしましたけれども、委員がおっしゃったように、虐待以外のケースであっても緊急受入れを要するケースは出ていると思います。例えば、8050問題等ありますが、これらが緊急一時保護による受け皿かどうかということも含めて、スムーズに対応できるように何かできないか、今後とも調査研究して参りたいと考えております。

(山口委員)

今まで自分たちで全部解決してきた緊急時の案件はたくさんあります。お母さんが緊急で入院してしまって、お子さんは吸引を必要としている、ショートは受け入れてもらえなくて、お母さんは手術が受けられないとか。そういった問題を何回も乗り越えてきたのですが、拠点ができるとしたら、そこに相談すれば解決してもらえるとということなのではないでしょうか。

その時はお母さんの緊急手術を1週間延ばして、医療センターに子供だけ入院できることを無理やり、酸素を使う20歳の子をお母さんと一緒に入院させてもらいました。お母さんは手術した2日後には歩けると言うので、子どもの吸引をしました。やはりたまに来た病院の看護師では体位変換も吸引の仕方も不安だということで。手術の日は、私が付き添って、職員がその利用者の面倒を見て、入院も退院も私たちが面倒を見て、帰ってきてからは重度訪問を探して、夜は週2日、重度訪問の方に泊ってもらって、お母さんがまだ動けないうちは職員が派遣という形で、日中2、3時間応援に入りました。これは事業でもなんでもないですが、繋がったご縁の利用者なので、やらせていただいたところです。こういったことが何度もあります。

こういう今まで自分達でやってきたことが、拠点ができると、そこに乗せて皆で解決すると考えて良いのでしょうか。

(事務局)

「地域生活支援拠点等」と国は名称をつけておまして、地域生活支援拠点という言葉が強すぎて、一つの機関がスーパーマンのようなイメージをつけてしまうものですが、

さいたま市の場合は、先ほど述べたように、様々な機関が様々な持ち分を生かしてあらかじめ地域づくりをして関係を深めておき、横串がなるべく刺さるような状態にしておく、そして、いざ難しいテーマが生じた時に、各テーマに応じた対応を、それぞれの専門的立場を生かして対応をしやすいとする、そういうイメージでの面的整備でございます。

拠点という言い方なのでスーパーマンのイメージになってしまいますけれどもそういうことではない。それぞれの持ち分を生かして、それぞれの役割を果たしていただくということです。関係が深まっている状態が望ましいという意味でございます。

(山口委員)

ネットワークを育てておく拠点ですかね。

(長岡委員)

これから、この場でもたくさん意見を聞いていただきながら、協議していくという感じですかね。

(遅塚会長)

先程加藤委員からもありましたが、現状では、色々な事態に対して周りがスムーズに全部対応してくれて心安らかに生活が常に送れるとは限らない、という状況があるわけなので、既に基本的な機能があるという整理がされていることに関しては良いとしても、やはりそこに何かプラスして役に立つような形を作るという議論をしないと、今より良い世の中にはならないと理解します。

しっかり受けとめて調整したり支援をしたりして、地域ごとに見ていく。ただ緊急事態というのは区単位では終わらない話も結構多いと思います。そうなってきた時に地域部会だけでは収まらないものも出てくるだろうし、今後そういったところを具体的に議論してかないといけないのではないかという気がしています。ですので、できている部分について異論はないので、そこではなく、もっと強化しなければいけない部分について議論をしていかないといけないと思います。

(三石委員)

山口委員と同じく、まだ掴みきれてないのですが、皆さんの議論を聞きながら改めて、基本的には各区で整備をしていく機能だと。遅塚会長もおっしゃったように各区で収まらないところに関しては、例えば社会資源の創出の課題ということで、具体的に地域部会が機能して行って、自立支援協議会に議題をあげていく方法だとしても、各区の地域の体制づくりと考えて良いのか改めて確認したいです。

ネットワークや、横の繋がりを強化することだけでは解決しない施策課題や社会資源の課題におそらくすぐにぶつかると思います。その時に、きちんとさいたま市全体の課題とし

て自立支援協議会で議論をして、当事者にとって有効な社会資源やスキームとする、そのような拠点機能と考えて良いのか確認したいです。

(事務局)

当然ながら行政区内の横串の関係だけでは収まらないような課題というのは発生し得ることですし、そのために必要な資源をある程度行政の方も協力して、全市的に取り組まなければならないことも出てくるとは思います。ですので、そのあたりにつきましては、お手元の資料の岩槻区の地域部会の取り組みのところにありますが、自立支援協議会との連携の中で、行政区内で収まらない難しい課題について議論するという取り組みを含めて、そのような課題の解決に臨んで参りたいと考えております。

(三石委員)

さいたま市 10 区には既に各区の独自性があると思うのですが、社会資源の偏在という状況もあり、ネットワークを作ると言っても社会資源の状況やマンパワーによっても違ってくると思います。各区の特性を生かしたネットワーク作りと全市網羅的なものがセットで進んでいかないと、各区の仕組みも底上げできないなど改めて思っていたので、今の事務局のお話でつかめたと思います。ありがとうございます。

(遅塚会長)

ありがとうございました。それでは次の議題に入りたいと思います。

議題 4、新型コロナウイルス感染症対応について。東京都は今日 220 人超えだそうですね。では事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から議題 4、新型コロナウイルス感染症対応についてご説明させていただきます。資料 41 ページをご覧ください。

まず、一つ目は、障害福祉サービス事業所等に対するマスク・消毒液の配布についてでございます。配布状況についてはご覧のとおりでございまして、マスクにつきましては、今月の下旬以降、再度、全障害者施設向けに 1 施設あたり 500 枚の配布を予定しております。

二つ目は、障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業補助金についてです。43 ページ目でございます。こちらの事業につきましては、障害者福祉施設が新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入する衛生用品等の費用に対して、1 施設当たり 5 万円を上限として補助を行うものでございまして、昨年度、1 回目を行いまして、現在、2 回目を実施中でございます。

三つ目は、お手元の資料の 44 ページ、45 ページでございまして、就労継続支援 A・B 事業所に対する生産活動の再起に係る経費の補助でございます。こちらの事業につきまして

は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって生産活動収入が相当程度減少している就労継続支援A・B型事業所に対して、生産活動の再起に向けて必要となる費用等について50万円を上限に補助金を支給し、その存続を下支えすることを通じまして、障害者の働く場や、利用者の賃金・工賃の確保を図るような事業でございます。補助対象期間は令和2年4月から9月までを予定しておりまして、今後7月以降から、準備ができ次第、申請受付を開始しまして、8月以降、順次支給決定を行って参りたいと考えております。

四つ目、46ページ、47ページをご覧ください。就労継続支援B型事業所における、障害者の工賃支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生産活動の縮小に伴って工賃が減少した就労継続支援B型事業所で働く障害者に対して、月額1万円を上限に工賃減少額の8割を支給するものでございまして、本市の単独事業でございます。こちら、補助対象期間を令和2年4月から9月までと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策についての報告については以上でございます。

(長岡委員)

一つ一つの対策に関してはそれぞれが必要な部分があると思うので、もう少し全体的なところで、意見として述べさせていただきます。

例えばB型とかA型とか、個々の対応ではなくて、もっと全体的なところで、一番大変な状況を想定した対策を、さいたま市としてはどのように考えてらっしゃるのか。私は事業所の立場ですが、事業所でクラスターが発生する状況というのが一番大変なわけです。グループホームと入所の施設も運営していて、逃げ場所がない中で、それこそ船に閉じ込められた方達のような状況で、感染者が増えていくような状況が、他県の施設では報告されていると。クラスターが施設で発生した時のさいたま市としての対策や対応については、どういう動きをとってくださるのかというところが見えないです。例えば、それは保健所の指示になりますと言われたらますます分からなくなってしまうので、そういったところをぜひ検討していただきたい。

国の二次補正に合わせた県議会の時期に埼玉県にお聞きしたのですが、クラスターが発生したら、ドクターや看護師さんを中心にするコブマットというチームを、その施設に派遣するそうです。他にも、ケアラー支援ということで、在宅で暮らしている方で、家族が入院することになって濃厚接触になった方の受入れ先を確保する等、色々な対策を作っているそうです。それに対して、さいたま市の私の事業所を利用できるかと聞いたら、さいたま市と埼玉県はまた別だからと言われました。

つまり、埼玉県の方は色々準備をさせていただいてるようですが、さいたま市としてはどこまで考えていらっしゃるのでしょうか。多分一番切実で直接命に関わる部分というのは、事業所の中での感染や、在宅で支援者がいない方の感染だと思うので、もしまだその辺りが練り切れていないのであれば、是非ともご検討いただければと思います。

(事務局)

ただいまのご意見、本当に私も同感でございまして、庁内では、こういったチームが必要だと、個人的には非常に痛感しております。上司に投げかけをしたり、保健所や局内にある保健部の担当者に話をしたりはしているのですが、県が立ち上げられたチームのような形ではできていない状態です。先日も、県が派遣したという話や千葉県の事例などを資料で見まして、やはり必要だと感じております。

実際問題、さいたま市として、市役所の中にそういったチームはまだできていない状態でありまして、今のところは保健所が中心となって、その都度チームを派遣するということまでしか、我々も承知ができていないところであります。引き続き、実際に起きた場合に備えて、職員の派遣というと人事の話も出て参りますが、なるべくチームができるような方向で、局内を初めとして、庁内で相談して参りたいと考えております。

(遅塚会長)

障害だけに限らず、高齢分野でもどこでも同じ課題であると思いますのでぜひご検討いただければありがたいと思います。

(山口委員)

長岡委員と同じ要望ですが、うちでもクラスターになった場合、どうするだろうかという想像をしました。最終的に、どこもまだ助けてくれないだろうから、事業所一つを開けて、ベッドを用意して、いざという時に手伝ってくれる職員を募り、何人かでチームを組んでいます。もし職員の感染でクラスターが発生した場合、さいたま市内の施設の職員が応援に入ってくれるのか。既に他県でそういう動きはあります。つまり、行政の職員が応援に入るのか、同じ施設同士の約束で応援に入ってもらえるのか、準備はしておかないといけないと思います。準備だけして、何もなければそれで良いので。

消耗品や備品や人を用意したけれど、クラスターが発生してしまったらアウトで、新聞に載ってしまう。PCR検査を受けることについても、今はやってくれるだろうけれど、また感染者が増えたり病院がいっぱいになってしまったりした場合、止められてしまうかもしれないし、いつも入院している病院でも、コロナだということで入院させてくれない可能性もあります。そういう時でも受け入れてくれるのか、そういったことをはっきりさせておいていただきたいです。また、埼玉県の方でも、県リハに受け入れてもらうよう交渉していると言ったきりで、受け入れる約束までは聞いていません。

まだ誰もコロナになっていないのに、消毒して手袋してマスクしてフェイスシールドもしています。変なことをしているなと思いつつも続けるという、矛盾した生活をしていますから、予め、手だけは打っておいてほしいという要望です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。なかなか、まだお答えできる状況ではないと思うので、先ほどの事務局の頑張りますの声を糧に。

事業所に関わっておられる委員さんも何人かいらっしゃいますけれども、クラスターが発生した場合の職員応援体制や、入院の必要性が生じた時にどこで見てもらえるか約束してもらっているといった話がありますか。

(内田委員)

結局、保健所のスタッフが指導に来てくださるので、そこで何を言われるか、まだ見えません。

私ども大きい法人で何棟もありますから、感染した人だけで一棟使うのか。最終的には保健所やお医者さんや専門家が来てくださって、そこでエリア分け等の指示が出てくるだろうけれど、それは来てみないとわからないので手探りでいくつかを想定しています。

スタッフをどのように勤務させるか、スタッフも例えばお年寄りと一緒に同居している方や小さなお子さんと同じく同居している方もいるので、そういう特例的なものを除いては原則的には勤務してもらおう想定です。勤務してもらったらそれなりの手当を、という想定もしています。

どういう形で発生するか分からないですし、支援に来た専門家の方からどのような指導を受けるのかも今の時点では見えないけれど、何通りかはシミュレーションしているような状況です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

他の事業所さんでは何か対応やお考えになっていることはありますか。

(長岡委員)

クラスターが発生したらということで、私の事業所の立場もそうですし団体の関係もあって言っているのは、やはり原則入院というところで、事業所が揺らいでしまうと本当に困ってしまうところ。重度化した方だけでなく、例えばグループホームでも、事前に保健や医療の部の方たちと話をしておいていただかないといけない。福祉の高齢介護の分野もそうですけれど重症化するリスクはあると思うので。そのところはまずやっていただきたいです。

それから、職員がいなくなったらということで、うちも、あの手この手でいろいろ考えてはいますけれど、最終的に足りなくなったら他の事業所から応援をという話が県の方からもあります。ただ、台風の災害支援と違って自助と共助、お互いに助け合おうという次元とは現場的に違う。要するに、現場の元気な職員に命をかけて行ってくれと言わないと出せない。だから、県と協議しているのは、公助です。自助と共助で台風の時は頑張ったけ

ど、コロナの場合は公助の部分が出てこない、事業所としても、自分たちの努力だけではどうにもならない。職員の応援体制も、さいたま市ならさいたま市が主導して、形を示していただきたいというところでは。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

例えば長岡委員の所や内田委員の所もそうですけど、知的障害があるというだけで、何も無い時期でももともと入院をさせてもらえないことが多い。断られてしまう。何とか調整して入れてもらっても、その代わり職員が付き添うように言われてしまう状況の中で、さらにコロナというますます断られるリスクが高くなる。

断られたらどうするのかという問題が、皆さん、現時点で切実だと思います。ぜひその切実さを感じ取っていただいて、調整をよろしくお願いいたします。

三石委員は何かありますか。

(三石委員)

うちの法人は精神障害の支援の団体で、事業所としても、クラスターが起きないように日頃から感染防止対策を各所やっています。ただ、例えば、入所施設やホームで熱発をしても、すぐPCR検査に繋がらない場合がある。そうすると、別室である程度の隔離対応をしてゾーン分けをしなければならぬのですが、ゾーン分けがグループホームなどの少人数の共同生活だとすごく難しいということになります。PCR検査をなるべく早く行って、きちんと速やかに医療につなげるということが重要なと思います。

知的障害の人もそうだと思いますけれど、精神障害の人たちも、症状があったり状態に波があったりする中で、事の重大さがなかなか認識しにくかったり、そこに症状が絡んだりして難しい方もいらっしゃいます。あと基礎疾患、糖尿だとか高血圧だとか、色々な疾患を併せ持っている、そういう意味ではリスクが高い人が多いという中で、まずは検査、適切な医療速やかにつなぐ体制が必要。そして入所や通所の事業所で起こった時には、やはり1事業所1法人の職員だけでは、どうしてもカバーしきれない、日々の支援の状況があるので、市役所の方々と共に考えていける体制が作れたら良いかなと非常に感じています。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

ここまでで大分時間は経ってしまいましたけれど、自立支援協議会の本来の役割は、こういう現場からのご意見をぜひ知っていただいて、同じような立場でなるほどと思って動いていただけるということかと思しますので、色々な意見が出ましたけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次は議題5、次期障害者総合支援計画についてでございます。事務局よろしく願いいたします。

(事務局)

次期障害者総合支援計画についてご説明いたします。

こちらにつきましては、障害政策課ノーマライゼーション推進係の射場係長から説明させていただきます。

障害政策課の射場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議題5、次期障害者総合支援計画について、資料の48ページからになります。

現在、さいたま市では、さいたま市障害者総合支援計画を策定しておりまして、それに沿って、本市の障害者施策を進めているところです。現在の計画期間が、平成30年度からの3年間で、今年度にはその計画期間が終了することから、今年度、次期計画を作成して参りたいと考えております。本日は次期計画の、素案の案の概要をご説明させていただきます。

計画の大きなところで第1章の総論、第2章の各論、第3章の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画で構成させていただいております。48ページからの概要の部分で、網掛け下線部になっているところが現行計画からの主な変更点となっております。

【第1章 総論】

まず第1章の総論、1、計画の概要といたしましては、前期計画までの成果や課題を検証しまして、新たな計画を作成していくということになっております。(2)計画の位置付けでございますが、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」、それから障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、それから児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」、そして本市の「ノーマライゼーション条例」、この四つの計画を一体的に作成する計画となっております。

また、本市の上位計画でございます総合振興計画のもとに、保健福祉総合計画の障害者福祉分野に関する部門別計画としての位置付けもあわせて持つものでございまして、本市の他分野の関連計画との整合性を図りながら作成して参りたいと考えております。

続きまして49ページ、(3)計画期間でございます。国の第6期障害福祉計画、それから第2期障害児福祉計画に準じまして、令和3年度から令和5年度までの3年間でさせていただきますと考えております。

続きまして(4)計画策定の視点といたしましては、三つの視点をノーマライゼーション条例に基づいて設定しておりまして、こちらの方は、現計画の継続性の観点から、継承を基本とさせていただきますと考えております。

続きまして(5)障害者施策の推進体制でございますが、本市のみならず、計画の審議進行管理などを行う「障害者政策委員会」、それから障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、こちらの方が連携して施策を推進していくこととなっております。

続きまして50ページ、2、前期計画の進捗状況、それから3、障害者(児)をめぐる状況等についてもあわせて記載させていただいております。

続きまして資料 50 ページ下段、4、計画の基本的枠組でございますが、こちらも本市のノーマライゼーション条例の前文、第 1 条の目的等から設定いたしまして、「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして」という理念を掲げております。また、施策の推進にあたっては、四つの基本目標を掲げることといたします。こちらについては、51 ページに記載しております。

【第 2 章 各論】

続きまして、第 2 章の各論の部分でございます。

こちらは、基本目標、基本施策ごとに実施事業として、各所管課の事業を掲載しているところになります。基本目標、基本施策につきまして、昨年度の障害者政策委員会において、現行計画の体系についてご意見等いただきましたが、大幅な変更はありませんでしたので、現行計画を継承することといたしております。

資料の 52 ページから 57 ページにかけまして、基本目標、基本施策、実施事業、担当所管課を一覧にしておりますので、こちらにつきましては、後程ご覧いただきますようお願いいたします。

また、今年度につきましては、市の上位計画であるさいたま市総合振興計画をはじめ、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等も同じく改定の年でございますので、これらの計画と関連する事業も多くございますので、他の計画との審議の過程で多少内容を変更させていただくこともございます。

もちろん、皆様から本日ご意見いただいたほか、今後障害者政策委員会、市民会議等に諮りいたしながら、適宜修正のほうを行っていく予定でございます。

【第 3 章 第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画】

続きまして、本協議会に最も関係が深いと思われる、第 3 章の部分です。こちらは 58 ページから 65 ページをご覧ください。

障害者総合支援法に基づいて、障害福祉サービスの確保、国が定める基本指針に即して、各都道府県と市町村において、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画として、3 年ごとに、障害者福祉計画、及び障害児福祉計画を作成している部分になります。

58 ページの 1、数値目標でございますが、こちらは国の基本方針に基づきまして、令和元年度の実績などから、令和 5 年度末時点の数値目標を設定しているところとなっております。お時間の関係上、主な変更点をお伝えさせていただきます。

まず、(2) 精神障害を支える地域包括ケアシステムの構築は、新たに追加された項目が網掛けの部分です。精神障害者の精神病床から退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数について、目標値を定めることとなっております。

続きまして、(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実、こちらにつきましては、先程議題 3 として、皆様にご議論いただいたところでございますが、現行計画期間に、地域生活支援拠点等が整備されたことをまず前提といたしまして、その地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上の運用状況を検証、検討することとなっております。

ます。こちらにつきましては、先ほど長岡委員からお話がありましたとおり、この運用状況を検証、検討する機関として、本協議会を活用させていただきながら、3年間の計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、(4) 福祉施設から一般就労への移行等、こちらにつきましては、これまで、就労移行支援等ということで、一般就労への移行者数に対し、目標値を定めておりました。ただ、就労移行支援等ということで、就労移行支援、就労継続支援A・B、生活介護等もこの中に含まれていた関係もございまして、次期の計画からは、この就労移行支援等というものの外に、就労移行支援、就労継続支援A・B、それぞれにおいて、それぞれの一般就労への移行者数に対する目標値を定めるということになっております。

また、(4) の下から二つの項目、新たに設定された項目といたしまして、就労定着支援事業の利用を促進するため、一般就労へ移行した方の就労定着支援事業の利用者数や、就労定着率についても、新たに目標設定することとなっております。

続きまして、59 ページ、(5) 障害児支援の提供体制の整備等についてということで、一番下の四つ目の項目、これまでの、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が、連携を図るための協議の場を設けるということに加えて、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を行うということになっております。

続きまして、(6) 相談支援体制の充実強化等。こちらは、今回新規で追加された項目の中で、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みを着実に推進していく、そういった観点から、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保するということになっております。

続きまして(7)、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築。こちらにつきましては、近年の、障害福祉サービス等の多様化、事業所数の増加に伴いまして、利用者が本当に必要なサービスを適切に提供することが求められていることから、新規で追加された項目となっております。こちらは今後、本日皆様からいただいたご意見のほか、7月13日に埼玉県が主体となって埼玉県内の市町村職員に対して開催される、計画に関する説明会等を踏まえて、順次作成していきたいと考えております。

それから続きまして、59 ページ、2、訪問系サービスの見込量と確保方策。こちらの2項につきましては、お時間の都合で割愛させていただきますが、障害福祉サービスごとの見込量と確保方策について記載する予定となっております。参考資料として、資料の64ページ、65ページに、現計画の令和元年度までの実績と見込量、次期計画の見込量をお示ししております。

なお、次期計画からの新たに追加された項目につきましては、現在その見込量等、改めて精査中ございまして、本日お示しすることができず、大変申し訳ございませんがご容赦いただきますようお願いいたします。

駆け足となりましたが最後に66ページ、今後のスケジュールについてでございます。本協議会、障害者政策委員会のワーキンググループ、市民会議でいただいたご意見を踏まえ

して、8月に開催予定の障害者政策委員会で、素案の検討、審議を行い、8月中には素案を決定したいと考えております。その後、9月の定例会、議会に報告いたしまして、10月にはパブリックコメントを実施する予定となっております。

本協議会の皆様には、11月開催予定のこの協議会におきまして、改めて素案、計画案についてご意見をお伺いする予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、67ページ、事前に送付させていただいた資料と共にお示しいたしました、国の「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の概要」が掲載されたホームページのアドレスに誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。正しくはこちらの67ページに掲載しておりますアドレスですので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

ご説明にありましたように、市の計画の中には、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画が含まれておりまして、これを作ったり変更したりする場合には自立支援協議会に意見を求めるように努めなければならないというような規定になっておりますので、それに基づいて皆様方は、この計画に関して意見を述べることができるということになっております。

事務局からご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等あればよろしくお願いいたします。

(黒田委員)

今日の自立支援協議会は、素案の審議という位置づけでよろしいでしょうか。ここまで色々な議論を進めている中で、地域生活支援拠点の議題の時にも今後と書いてある部分があるので、そこはイメージして総合支援計画に入れるか考えられるのかと思いますし、拠点に関しては、現場で有効に機能するにはどうするか等、今日すでに関わり意見は出ているので、そこを拾って、盛り込めるものは盛り込んでいただければと思います。

(遅塚会長)

大体時期を同じくして、政策委員会でも審議が進められていて、あちらはあちらで委員さんから意見が出たりするわけですが、こちらの自立支援協議会の方は次の開催まで相当時間があきますので、今すぐ意見というのも難しいですし、もし意見があれば後からメールで送ってもらうという形でも構わないですか。事務局の方。

(事務局)

はい。問題ないです。

また、素案という形で 1 回冊子の形で出来上がってしまいますけれども、先ほどお話ししたとおりパブリックコメントの意見や、政策委員会も改めて 12 月にワーキング、1 月に本政策委員会を開催しようと思っておるところですので、11 月の時点でご意見等いただいても、大きく変えるというのは難しいのかもしれませんが、ご意見を取り入れながら、新たな計画をできる限り良いものにさせていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

後になればなるほど、素案の案と言ってもだんだん固まってくるわけなので、意見が委員さんの中であれば早い段階でお伝えした方がスムーズかなと思います。事務局ご検討いただけますか。例えば、意見があれば、いつまでに寄せてくださいという形で連絡を取っていただければ。

(事務局)

そうしましたら、おそらく遅塚会長のお話だと、障害政策課が事務局になっている政策委員会の意見シートをイメージされているのかなと思いますので、障害政策課と障害支援課で調整します。イメージとしては 8 月 18 日に開催予定の政策委員会よりも前にはご意見をいただかないと反映がなかなか難しいところはございますので、それも含めて日程調整させていただきますながら、意見シートを委員の皆様にお渡ししようかと考えております。

(遅塚会長)

急なお願いで申し訳なかったですけれども、よろしくお願いたします。

委員の皆さんに意見があれば書いてくださいというのが送られますのでよろしくお願いたします。

それでは次に障害者生活支援センター運営法人選定について、ご説明よろしくお願いたします。

(事務局)

議題 6、障害者生活支援センター運営法人選定について説明させていただきます。69 ページをご覧ください。

障害者生活支援センターは、身近な相談機関として、障害者やその関係者からの暮らし全般に関する相談を受け付けております。

平成 26 年度以降は、受託方針の変更を伴わない形で業務委託を継続して参りましたが、本年 10 月以降の契約については、プロポーザルを経た法人との契約を行うこととして準備を進めておりました。しかしながら、昨今のコロナウイルス感染症対策により、各法

人ともに多忙を極めているという状況を伺っていることから、プロポーザル実施につきましては、半年間延期することといたしました。

なお、来年、3月末までの契約につきましては、相談の継続性などの観点から、現在の受託法人との再契約を前提に、準備を進めさせていただいているところでございます。

障害者生活支援センターの運営法人選定についての報告は以上でございます。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。当初の予定より半年遅れるということのご説明でした。何かご質問等ございますでしょうか。

(三石委員)

1点確認です。先ほどの専門部会の報告でお聞きすれば良かったなと改めて思うのですが、プロポーザル方式を導入していくということで、相談支援事業の受託に関しての変更というのは重々承知していますが、相談支援をどういう指標で評価してプロポーザル方式という形をとっていくのかなというところがまだ良く分からないところでございます。

そもそも相談支援そのものの評価を、どういう視点でどういう着眼点で評価をしていくのかについて、もし相談支援部会で議論されているようなことがあれば、教えていただきたいということと、議論されていないとしても、その辺どのように考えていらっしゃるのか改めて確認させていただければと思っています。

(事務局)

プロポーザル方式につきましては相談支援部会のワーキングを昨年度5回開催したところでして、そこでも、このような内容で評価をしたいという検討はさせていただいているところでございます。

そして最終的には、市の委託事業でございますので、市の事務事業として、今回のプロポーザル評価項目を決定させていただくことになるわけですが、今後とも、このプロポーザルにつきましては、概ね4、5年に1回程度の実施を想定しておりますので、その評価項目のあり方についても、自立支援協議会の相談支援部会などを活用することも含めて考えて参りたいと考えております。

(遅塚会長)

市の他の部門と同じように、色々な項目別に分類してそれぞれ点数付けが入って合計点が高い方が良いという、基本的にはそういう指標ですね。

運営法人の選定について何かご質問、ご意見等ございますか。

特にないようですので、他の議題についても最後に承りますが、よろしいですか。

(長岡委員)

2点ありまして、1点目は最初のソーシャルインクルーの話です。今日かなりの時間を割いていて、結構辛辣な意見もあったので、それをこの場で行うことに違和感がありました。もっと少人数でクローズドな場面だったらもっと踏み込んだことも言っていたかもしれないですし、今日のサービス管理責任者の配置に関わるようなお話などは、結構ぎりぎりの線の話だったと思います。自立支援協議会で協議しなければいけないというのは重々承知した上で、何か違うやり方がないか、また、日中サービス型が増えていく中で、この時間をかけて全ての事業所を今回のようなやり方で行うことはできないと思うので、ぜひご検討いただきたいです。

2点目は、現在岩槻の地域の会議などは、どのようにウェブ会議、リモート方式を取り入れていこうか考えております。まだまだ福祉現場も気が抜けない状況が続いている中で、私たち自身も、感染のリスクを減らさなければいけないし、事業所に持ち帰るリスクも絶対あると思っています。もしそういう方向を検討するなら、早く準備をしていかなければいけない。公開非公開という意味では、ウェブを使った会議は、覗こうと思ったらこっそり隠れて色々な人が見ることができてしまうでしょうから。規定やルール作りも必要になるかもしれないので、ぜひご検討していただければと思います。以上です。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

ここで結論が出せる話ではないので、また改めて、事務局や私で、長岡委員とも相談の上、進めていきたいと思っています。

今日の東京都感染者が220人超えで史上最高という話もありましたし、これからウェブを使わざるを得ない状況は当然出てくると思うので、セキュリティと二律背反で市役所も大変だとは思いますが、ご検討よろしくお願いします。

これで今日の議題については終了ですが、事務局の方からもよろしいでしょうか。

(事務局)

障害政策課から一言ございますのでお時間いただきます。

障害政策課の大塚と申します。私どもの所管業務で1点ご報告申し上げます。

市内におけるグループホームの整備については、国庫補助金も活用して整備を促進しているところでございますが、国庫補助の対象として、日中サービス支援型グループホームも入っております。本市においてもこちらを国庫補助の対象とすることといたしました。今後、日中サービス支援型の法人が出てくるとも予想されることから、今後そういった申請などがあった場合につきましては、自立支援協議会の場でご意見等をいただきながら進めていくことになるかと思っておりますのでよろしくご検討いたします。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。最後に、事務局からお願いします。

(事務局)

資料の 70 ページをご覧ください。

こちらは現時点での、本年度の自立支援協議会の年間スケジュールとなっております、次回の協議会につきましては、11月13日に開催したいと考えております。詳細につきましては、協議会が近づいたらご連絡させていただきます。

今後とも、委員の方々のご協力のもと、審議を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(遅塚会長)

それでは以上をもちまして第4回さいたま市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方ありがとうございました。

以上